

1 見直しの背景

- ① 保険料負担の偏り
世帯状況の変遷及び応能・応益の負担割合
⇒ 被保険者間における保険料負担の偏り
- ② 医療保険制度改革の状況
保険料軽減の拡充・財政支援の拡充・財政運営の広域化等
⇒ 順次、必要な措置を実施

【課題】 賦課制度の見直し

2 保険料率決定の三要素

- ① 賦課総額
国民健康保険事業に要する費用に充てるために賦課すべき保険料の総額のこと。
⇒ 政令の基準に従って算定し、負担を納付義務者に按分する。
 - ② 賦課方式
応能・応益原則に基づき、賦課総額を按分する内訳のこと。
⇒ 「4方式」・「3方式」・「2方式」の中から1つを選択する。

【賦課方式の種類】
- | 区分 | 内訳 |
|-----|-----------------|
| 4方式 | 所得割・資産割・均等割・平等割 |
| 3方式 | 所得割・均等割・平等割 |
| 2方式 | 所得割・均等割 |
- ・「所得割」＝ 所得に応じて按分
 - ・「資産割」＝ 固定資産等に応じて按分
 - ・「均等割」＝ 加入者数に応じて按分
 - ・「平等割」＝ 世帯単位で按分
- ③ 賦課割合
応能・応益原則に基づき、賦課方式の内訳に按分する割合のこと。
⇒ 「応能割50:応益割50」を標準割合とするが、保険者の実情に即して適宜変更ができる。

【標準の賦課割合】

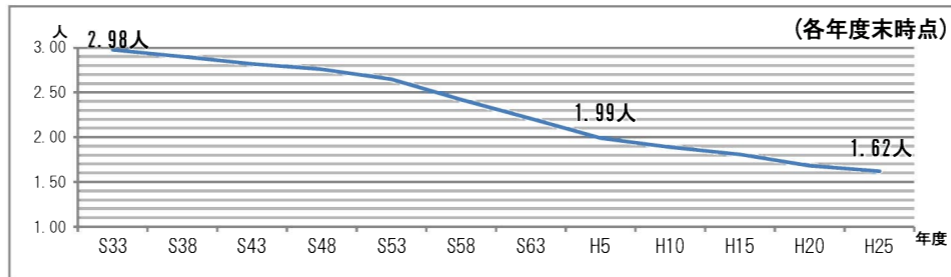
	4方式	3方式	2方式
応能	所得割(40%) 資産割(10%)	所得割(50%)	所得割(50%)
応益	均等割(35%) 平等割(15%)	均等割(35%) 平等割(15%)	均等割(50%)

- ・「応能>応益」の場合
⇒ 低所得者の負担抑制
- ・「応能<応益」の場合
⇒ 中間所得者の負担抑制

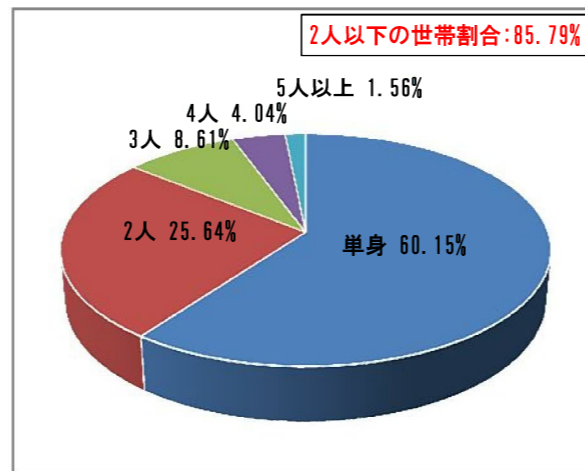
3 現状と課題

- ① 賦課方式
1世帯当たりの平均被保険者数の減少
⇒ 世帯にかかる「平等割」負担の偏り(特に「単身世帯」に影響)
⇒ **【課題】 平等割の見直し**

【1世帯当たりの平均被保険者数の推移】



【世帯構成(平成26年度本算定時)】



- ② 賦課割合
本市の賦課割合「応能割65:応益割35」
⇒ 低所得者への配慮に重点
⇒ 中間所得層への負担の偏り(運営協議会からの指摘事項)
⇒ **【課題】 応能・応益割合の見直し**

- ③ 本市独自の軽減措置
平成24年度から算定方式の変更に伴い実施
⇒ 医療保険制度改革が実施されるまでの経過措置
⇒ H26低所得者軽減の拡充及びH27保険者支援制度の拡充
⇒ **【課題】 改革を踏まえた見直し**

4 見直しの方向性

- ① 賦課方式・賦課割合の見直し
受益と負担の公平性、医療保険制度改革及び近隣都市の状況を踏まえ、本市の実情に即した見直しを行う。
⇒ **平成27年度から「2方式」・「応能割60:応益割40」に変更する。**

【近隣都市の状況(賦課方式)】

自治体名	賦課方式	自治体名	賦課方式
千葉市	3方式	川崎市	3方式
さいたま市	2方式	横浜市	2方式
東京23区	2方式	相模原市	3方式

(参考) (県)後期高齢者医療広域連合: 2方式

【近隣都市の見直し状況(賦課割合)】

自治体名	賦課割合
横浜市	H25から変更 応能割50:応益割50 ⇒ 応能割60:応益割40
鎌倉市	H26から変更 応能割65:応益割35 ⇒ 応能割60:応益割40
東京23区	(参考) 現行 応能割58:応益割42 ※ 医療分・支援分

(参考) (県)後期高齢者医療広域連合: 応能割60:応益割40

- ② 独自軽減の見直し
賦課方式・賦課割合の見直しの影響及び医療保険制度改革の実施を踏まえ、独自軽減の見直しを行う。
⇒ **平成27年度から新たな負担緩和を実施する(現行軽減の廃止)。**

- ・ 賦課方式の見直し
多人数世帯の負担増加 ⇒ 子育て世帯の負担緩和
- ・ 現行の独自軽減の廃止
所得割の負担増加 ⇒ 特別事情(障害者控除)に対する負担緩和

5 独自軽減の財源

本市独自の軽減措置の財源については、現行の独自軽減と同様、国民健康保険特別会計(医療分保険料)で賄う。

【影響額(本市独自の軽減措置)】

平成24年度	平成25年度	平成26年度	⇒ 平成27年度以降
約24億円	約17億円	約10億円(見込)	約10億円(想定)

※ 平成26年度と同程度の財源とする。